

令和元年度 行政評価表

| | |
|-----|------------------------|
| 担当課 | 環境対策課 |
| 章名 | 第4章 緑あふれるにぎわいのあるまちに暮らす |
| 節名 | 第2節 環境にやさしい地域づくり |
| 施策名 | 1. 地球温暖化対策の推進 |

| | |
|----------------|--|
| 施策の内容 現状と課題 | <p>町民や事業者が高い意識を持って地球温暖化やごみの減量・再資源化などに取り組んでいます。また、暮らしやすいまちづくりに向けた生活環境の向上や美化活動が推進されています。</p> |
| | <p>地球温暖化により、地球規模での生態系への深刻な影響が懸念されています。低炭素社会(地球温暖化の要因となる二酸化炭素などの温室効果ガスが少ない社会)を実現するため、本町では公共施設の緑化活動や太陽光発電による再生可能エネルギーの普及に努めており、町民、事業者、行政それぞれの温室効果ガス削減に向けた取組を行うことが必要となっています。</p> <p>循環型社会の実現に向け、ごみの減量・再資源化を推進しています。1人1日当たりのごみ排出量は横ばい傾向にあり、再資源化については11種類の分別収集や自治組織や子供会などによる資源回収を進めています。循環型社会構築のため、再資源化に向けたより一層の取組が必要となっています。また、ごみの安定的な処理を図るため、クリーンセンターの老朽化対策とあわせ広域的なごみ処理について検討・推進していく必要があります。</p> <p>生活環境の保全や美化活動、水環境の保全、水の安定供給など快適な暮らしの確保に向けた一層の取組が必要とされます。</p> |

| まちづくり目標値 | 指標名 | 現状(平成30年度) |
|----------|------------------------------|------------|
| (1) | 役場庁舎・各施設から排出される温室効果ガスの量(CO2) | 8,196t-CO2 |
| (2) | | |
| (3) | | |
| (4) | | |

| 成果指標の推移 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 | 平成29年度実績 | 令和30年度実績 | 令和元年度実績 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| (1) | 7,967t-CO2 | 8,081t-CO2 | 8,023t-CO2 | 8,196t-CO2 | 7,611t-CO2 |
| (2) | | | | | |
| (3) | | | | | |
| (4) | | | | | |

| | | | | | | |
|-----------------|-------|-------------|-------|-----|---------|------|
| 行政評価表(事業評価一覧)合計 | 当初予算額 | 決算額 (単位:千円) | | | | |
| | 400 | 決算合計 | 国・県補助 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 |
| | | 160 | 0 | 0 | 0 | 160 |

| | | |
|----------------------------|---|---|
| 今年度の施策達成度 | B | A 施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%) |
| | | B 施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%) |
| | | C 施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%) |
| 施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果) | <p>公共施設における温室効果ガスの排出量については、全体の総排出量は昨年度に比べ減少しているが、SDGs「気候変動に具体的な対策を」に該当することから、一層の地球温暖化対策を推進していく。また、SDGs「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の推進を図るために、省エネルギー設備設置費奨励金を交付したが、町民向けの環境問題に対する新たな施策等が必要である。</p> | |

| | | |
|------------|-------------------|---|
| 施策実現のための課題 | 施策を取り巻く環境の変化について | 伊奈町の人口については、現在は微増傾向にある。このため温室効果ガスの排出量も微増が見込まれる。環境に対する町民の意識は様々であるため、全ての町民が高い意識を持ち、循環型社会に少しでも近づけるように施策を進めていく。 |
| | 住民ニーズの変化について | 自発的なハイブリッド車・電気自動車への切り替えやごみの減量及び再資源化、住宅用省エネルギー設備の導入など温室効果ガスの抑制に対する一人ひとりの意識や関心が高まりつつある。 |
| | 展開した事業は適切であったか | 省エネルギー設備設置費奨励金を導入し温室効果ガスの抑制を図ってきたが、町全体における効果を考え、今後事業内容の見直しを検討していく。 |
| | 施策を達成するうえでの障害について | 町民の温暖化に対する理解、協力が重要であり引き続き啓発活動が必要である。 |

| | |
|---------------------|---|
| 次年度以降における施策の具体的な方向性 | <p>令和元年度から太陽光システム設置費奨励金については、環境基本計画の目標件数を達成したことから廃止し、「HEMS」、「家庭用蓄電システム」、「家庭用燃料電池システム(エネファーム)」の3つの省エネルギー設備の設置を奨励し、温室効果ガス削減を図っているが、さらなる温室効果ガス削減に向けて新たな施策の検討及び実施をしている。</p> |
|---------------------|---|

| | |
|----------------------|--|
| 第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況 | <p>広報いな等で伊奈町役場の温室効果ガスの排出量や取組についての情報発信を行った。</p> |
|----------------------|--|

令和元年度 行政評価表

| | |
|-----|-----------------------|
| 担当課 | 環境対策課 |
| 章名 | 第4章緑あふれるにぎわいのあるまちに暮らす |
| 節名 | 第2節環境にやさしい地域づくり |
| 施策名 | 2. ごみの適正処理と減量・再資源化の推進 |

| | | |
|-------|-------|---|
| 施策の内容 | 目指す姿 | 町民や事業者が高い意識を持って地球温暖化やごみの減量・再資源化などに取り組んでいます。また、暮らしやすいまちづくりに向けた生活環境の向上や美化活動が推進されています。 |
| | 現状と課題 | 地球温暖化により、地球規模での生態系への深刻な影響が懸念されています。低炭素社会(地球温暖化の要因となる二酸化炭素などの温室効果ガスが少ない社会)を実現するため、本町では公共施設の緑化活動や太陽光発電による再生可能エネルギーの普及に努めており、町民、事業者、行政それぞれの温室効果ガス削減に向けた取組を行うことが必要となっています。 循環型社会の実現に向け、ごみの減量・再資源化を推進しています。1人1日当たりのごみ排出量は横ばい傾向にあり、再資源化については11種類の分別収集や自治組織や子供会などによる資源回収を進めています。循環型社会構築のため、再資源化に向けたより一層の取組が必要となっています。また、ごみの安定的な処理を図るため、クリーンセンターの老朽化対策とあわせ広域的なごみ処理について検討・推進していく必要があります。 生活環境の保全や美化活動、水環境の保全、水の安定供給など快適な暮らしの確保に向けた一層の取組が必要とされます。 |

| まちづくり目標値 | 指標名 | | 現状(平成30年度) |
|----------|---------|---------------|------------|
| | (1) | 1日1人当たりのごみ排出量 | 838g/日 |
| (2) | ごみの資源化量 | 14.77% | |
| (3) | | | |
| (4) | | | |

| 成果指標の推移 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 | 平成29年度実績 | 令和30年度実績 | 令和元年度実績 |
|---------|----------|----------|----------|----------|---------|
| | (1) | 856g/日 | 832g/日 | 827g/日 | 838g/日 |
| (2) | 15.70% | 15.90% | 15.70% | 14.77% | 15.14% |
| (3) | | | | | |
| (4) | | | | | |

| 行政評価表(事業評価一覧)合計 | 当初予算額 | 決算額 (単位:千円) | | | | |
|-----------------|---------|-------------|-------|-----|---------|---------|
| | | 決算合計 | 国・県補助 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 |
| | 164,055 | 166,994 | 0 | 0 | 9,320 | 157,674 |

| | | | |
|----------------------------|---|---|---------------------------------------|
| 今年度の施策達成度 | B | A | 施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%) |
| | | B | 施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%) |
| | | C | 施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%) |
| 施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果) | | ごみ処理広域化については候補地の評価基準を策定し、新施設の具体的な構想の足掛かりとなる段階へ進んだが、ごみの排出量に関しては、増加はないものの、前年度並みであり、またルール違反ごみも依然として多く、引き続き周知・啓発となる施策の改善等が必要。また、SDGs「つくる責任 つかう責任」に関連し、食品ロス削減のため、現在ごみ搬入物の展開検査を行っているが、更なる食品ロス対策のために、今後新たな施策等が必要である。 | |

| | | |
|------------|-------------------|---|
| 施策実現のための課題 | 施策を取り巻く環境の変化について | ごみ処理広域化において候補地の評価基準の策定を行った。次年度以降候補地の選定を行い、広域化基本構想の策定等を進めていく。 |
| | 住民ニーズの変化について | 外国人へ向けたごみカレンダーやごみ分別表の要望が増加している。10戸未満の開発においても近隣への仲間入りが難しいことから集積所を設ける場合や、集積所を設置することができず既存の集積所へ統合し、規模が大きくなる等地域差が生じている。 |
| | 展開した事業は適切であったか | 耐久性の面で要望のあった金属製の啓発用看板を作製し、環境美化の啓発を行った。反響の大きかった廃蛍光灯等回収ボックスについて、新たにゆめくるに設置し住民サービスの更なる向上を図った。 |
| | 施策を達成するうえでの障害について | ルール違反ごみの放置、不法投棄等、引き続き啓発が必要である。上尾市との広域化において、ごみの分別方法等の市町間の違いを解決していく必要がある。新ごみ処理施設建設、並びに現クリーンセンターの基幹改良に係る経費が高くなる可能性が高い。 |

| | |
|---------------------|--|
| 次年度以降における施策の具体的な方向性 | ごみ処理広域化において、上尾市との協議を進め広域化基本計画の策定に着手していく。資源化率の向上は見られたが、ごみ量については横ばいであるため、住民、事業者へ更なるごみの減量に向けた施策の検討、実施をしていく。また、分別の徹底についての啓発も引き続き進めていく。 |
|---------------------|--|

| | |
|----------------------|---|
| 第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況 | 上尾市との広域ごみ処理事業を推進し、候補地の選定基準を策定した。次年度以降も引き続き広域化に向け協議を進めていく。 |
|----------------------|---|

令和元年度 行政評価表

| | |
|-----|------------------------|
| 担当課 | 環境対策課 |
| 章名 | 第4章 緑あふれるにぎわいのあるまちに暮らす |
| 節名 | 第2節 環境にやさしい地域づくり |
| 施策名 | 3. 環境保全・美化活動の推進 |

| | | |
|-------|-------|--|
| 施策の内容 | 目指す姿 | 町民や事業者が高い意識を持って地球温暖化やごみの減量・再資源化などに取り組んでいます。また、暮らしやすいまちづくりに向けた生活環境の向上や美化活動が推進されています。 |
| | 現状と課題 | 地球温暖化により、地球規模での生態系への深刻な影響が懸念されています。低炭素社会(地球温暖化の要因となる二酸化炭素などの温室効果ガスが少ない社会)を実現するため、本町では公共施設の緑化活動や太陽光発電による再生可能エネルギーの普及に努めており、町民、事業者、行政それぞれの温室効果ガス削減に向けた取組を行うことが必要となっています。 循環型社会の実現に向け、ごみの減量・再資源化を推進しています。1人1日当たりのごみ排出量は横ばい傾向にあり、再資源化については11種類の分別収集や自治組織や子供会などによる資源回収を進めています。循環型社会構築のため、再資源化に向けたより一層の取組が必要となっています。また、ごみの安定的な処理を図るため、クリーンセンターの老朽化対策とあわせて広域的なごみ処理について検討・推進していく必要があります。 生活環境の保全や美化活動、水環境の保全、水の安定供給など快適な暮らしの確保に向けた一層の取組が必要とされます。 |

| まちづくり目標値 | 指標名 | 現状(平成30年度) |
|----------|------------|------------|
| (1) | 狂犬病予防注射接種率 | 92.30% |
| (2) | | |
| (3) | | |
| (4) | | |

| 成果指標の推移 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 | 平成29年度実績 | 平成30年度実績 | 令和元年度実績 |
|---------|----------|----------|----------|----------|---------|
| (1) | 88.20% | 92.50% | 93.60% | 92.30% | 93.00% |
| (2) | | | | | |
| (3) | | | | | |
| (4) | | | | | |

| | | | | | | |
|-----------------|--------|-------------|-------|-----|---------|--------|
| 行政評価表(事業評価一覧)合計 | 当初予算額 | 決算額 (単位:千円) | | | | |
| | | 決算合計 | 国・県補助 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 |
| | 17,430 | 14,311 | 77 | 0 | 1,167 | 13,067 |

| | | |
|----------------------------|--|---|
| 今年度の施策達成度 | A | A 施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%) |
| | | B 施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%) |
| | | C 施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%) |
| 施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果) | 騒音、振動、悪臭等の公害防止対策は、法律及び県条例に基づき届出等を適正に処理しており、苦情があった場合は立ち入り等の指導を行っている。そのため、SDGs「住み続けられるまちづくりを」のように都市と人が安心して過ごせるような町づくりを心掛けている。環境美化活動については、毎年綾瀬川クリーン大作戦を実施しており、令和元年度は大雨で中止となったが、多数の参加希望があった。狂犬病予防注射接種率については、未接種犬への通知や現地訪問等により、県平均69.9%を大きく上回る93.0%で3年連続で県内1位となっている。また、ペットの適正飼育についてはAI犬フェスティバルを通して啓発に努めている。上尾伊奈斎場つつじ苑については、毎年上尾伊奈斎場つつじ苑連絡協議会を開催し、適正な維持管理を行っている。 | |

| | | |
|------------|-------------------|--|
| 施策実現のための課題 | 施策を取り巻く環境の変化について | 公害に対しての住民意識は多種多様であるため、適正な対応が必要。狂犬病予防注射の接種率は、高水準のまま推移している。今後も全頭接種を最終目標に啓発・指導していく。また、つつじ苑の運営管理については、老朽化に伴う修繕等、今後費用が必要になることが予想されるが、上尾市との協議のうえ計画的な修繕により平準化するよう努める。 |
| | 住民ニーズの変化について | 環境美化活動については、綾瀬川クリーン大作戦を実施し、ボランティアの参加による活動を行ってきた。ペット適正飼育については、糞害等については年々減少してきている。 |
| | 展開した事業は適切であったか | 町総合文化祭における環境フェアを開催し各種啓発活動を実施した。狂犬病予防注射については、上尾・伊奈獣医師協会の協力により実施した集合狂犬病予防注射、未接種犬への通知の発送や現地訪問等により接種率は3年連続で県内1位である。 |
| | 施策を達成するうえでの障害について | 町民や事業者の環境に対する理解、協力が何よりも重要であるため、引き続き町広報、HPを通じて根気強く啓発活動を実施する必要がある。雑草については、近隣住民と土地所有者等の間に土地の管理に関する意識の差があることも多く、苦情が継続している。綾瀬川クリーン大作戦については埼玉県からの支援が必要不可欠であるため、埼玉県との連携を密にしていく。 |

| | |
|---------------------|--|
| 次年度以降における施策の具体的な方向性 | 法律、県条例に基づく公害(騒音・振動・悪臭)の対策は、引き続き適正に処理していく。環境美化活動は、環境フェア等のイベントを開催するとともに、雑草地等の管理の啓発活動を行い、生活環境の向上を目指す。また、水質については綾瀬川・原市沼川の河川水質調査を行い、継続して監視していく。 |
|---------------------|--|

| | |
|----------------------|---|
| 第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況 | 環境美化の推進については、ボランティアの方々から綾瀬川クリーン大作戦への協力を頂き(令和元年度は天候不順により中止)、ごみ量も減少し事業実施の効果が出てきたところであるが、年々参加希望者が減少しつつあるため町民の美化活動の意識を高める必要があり、今後も引き続き広報等を通じ情報発信していく。 |
|----------------------|---|

令和元年度 行政評価表

| | |
|-----|------------------------|
| 担当課 | 環境対策課 |
| 章名 | 第4章 緑あふれるにぎわいのあるまちに暮らす |
| 節名 | 第2節 環境にやさしい地域づくり |
| 施策名 | 4. 水質浄化の推進 |

| | | |
|-------|-------|---|
| 施策の内容 | 目指す姿 | 町民や事業者が高い意識を持って地球温暖化やごみの減量・再資源化などに取り組んでいます。また、暮らしやすいまちづくりに向けた生活環境の向上や美化活動が推進されています。 |
| | 現状と課題 | 地球温暖化により、地球規模での生態系への深刻な影響が懸念されています。低炭素社会(地球温暖化の要因となる二酸化炭素などの温室効果ガスが少ない社会)を実現するため、本町では公共施設の緑化活動や太陽光発電による再生可能エネルギーの普及に努めており、町民、事業者、行政それぞれの温室効果ガス削減に向けた取組を行うことが必要となっています。 循環型社会の実現に向け、ごみの減量・再資源化を推進しています。1人1日当たりのごみ排出量は横ばい傾向にあり、再資源化については11種類の分別収集や自治組織や子供会などによる資源回収を進めています。循環型社会構築のため、再資源化に向けたより一層の取組が必要となっています。また、ごみの安定的な処理を図るため、クリーンセンターの老朽化対策とあわせ広域的なごみ処理について検討・推進していく必要があります。 生活環境の保全や美化活動、水環境の保全、水の安定供給など快適な暮らしの確保に向けた一層の取組が必要とされます。 |

| まちづくり目標値 | 指標名 | 現状(平成30年度) |
|----------|--------------------|------------|
| (1) | 合併処理浄化槽(第11条検査)実施率 | 19.20% |
| (2) | | |
| (3) | | |
| (4) | | |

| 成果指標の推移 | 平成27年度実績 | 平成28年度実績 | 平成29年度実績 | 令和30年度実績 | 令和元年度実績 |
|---------|----------|----------|----------|----------|---------|
| (1) | 14.20% | 16.90% | 17.80% | 19.20% | 19.40% |
| (2) | | | | | |
| (3) | | | | | |
| (4) | | | | | |

| 行政評価表(事業評価一覧)合計 | 当初予算額 | 決算額 (単位:千円) | | | | |
|-----------------|--------|-------------|-------|-----|---------|-------|
| | | 決算合計 | 国・県補助 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 |
| | 13,485 | 9,451 | 6,755 | 0 | 0 | 2,696 |

| | | |
|----------------------------|--|---|
| 今年度の施策達成度 | B | A 施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%) |
| | | B 施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%) |
| | | C 施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%) |
| 施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果) | SDGs「安全な水とトイレを世界中に」を図るため、水と衛生の管理として公共下水道事業認可区域以外の町民に対し、合併処理浄化槽への転換(汲み取り便槽・単独浄化槽から合併処理浄化槽の切り替え)等の普及啓発に努めるとともに、設置費一部の補助金を交付した。また、合併処理浄化槽の法定検査(第11条検査)については、実施率が低いため、町広報、HPや地区の回覧等を活用し、法定検査の内容や必要性など周知した。 | |

| | | |
|------------|-------------------|--|
| 施策実現のための課題 | 施策を取り巻く環境の変化について | 水質向上に対する意識が高まり、合併処理浄化槽への転換が多くなってきている。一方、浄化槽法第11条検査は依然として実施率が低迷している。 |
| | 住民ニーズの変化について | 浄化槽の点検等については認識されているが、手続きの手間等で浄化槽法第11条検査の実施率が低いことが考えられる。 |
| | 展開した事業は適切であったか | 公共下水道事業認可区域以外における合併処理浄化槽への転換は生活排水の水質向上のために欠かせないものであり継続して実施していく必要がある。 |
| | 施策を達成するうえでの障害について | 合併処理浄化槽への転換補助金について、令和2年度中に浄化槽処理促進区域を指定することになっており、これにより今まで補助対象地域だったが、補助対象外地域になる可能性があるため、慎重に指定していく必要がある。 |

| | |
|---------------------|--|
| 次年度以降における施策の具体的な方向性 | 引き続き小型合併処理浄化槽補助金を継続し、また浄化槽法第11条検査についても町広報・HP等で啓発活動を実施していく。また、浄化槽の一括契約が実施されることにより検査の手続きがスムーズに実施できることから対象者への周知を徹底していく。 |
|---------------------|--|

| | |
|----------------------|--|
| 第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況 | 水質向上に対する意識が高まっている中で、合併処理浄化槽への転換の補助金を交付し、水質向上に貢献することができた。また、浄化槽法第11条検査については、検査率が低いため、引き続き啓発活動を実施する。 |
|----------------------|--|